

電気供給業を行う法人の収入割額の算定について

静岡県

1. 地方税法における電気供給業の範囲について

地方税法における電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問わないものとされています（現に電気を供給しているという実態のある事業が対象となります）。

このため、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）の固定価格買取制度を利用して発電した電気を供給している等の法人は、電気事業法に基づき電気供給業を行う電力会社と同様に電気供給業を行う法人としての取扱いを受けます。

2. 電気事業法による事業区分と地方税法における課税区分について

電気事業法の区分 (第2条各号)	地方税法の区分	事業税の内訳	備考
一般送配電事業	第72条の2第1項 第2号	収入割額	
送電事業			送電事業に準ずる ものを含む
配電事業			
特定送配電事業			
小売電気事業	第72条の2第1項 第3号	収入割額+付加価値割額+資本割額 又は 収入割額+所得割額	小売電気事業に 準ずるものを含む
発電事業			発電事業に準ずる ものを含む
特定卸供給事業			

3. 電気供給業に対する法人事業税の課税方式について

電気供給業に対する課税方式として、収入金額を課税標準とする方式が採用されています。

課税標準となる収入金額は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額等を控除した金額となります。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準となる} \\ \text{収入金額} \end{array}} = \boxed{\text{収入すべき金額の総額}} - \boxed{\text{控除すべき金額}}$$

なお、令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度からは事業の区分に応じて収入金額と所得金額を課税標準とする方式、収入金額と付加価値額及び資本金等の額を課税標準とする方式が追加されていますので、税額の算定にあたっては御注意ください。

(21.04)

4. 収入割額の算定について

(1) 収入すべき金額の総額とは？

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入にかかる全ての収入を含みます。

なお、料金とあわせて収入する消費税（地方消費税を含みます。）の金額は、収入金額に含めませんが、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

(電気供給業の事業収入にかかる収入の例)

・ 各種電灯料収入	・ 諸機器貸付料
・ 各種電力収入（新エネルギー等電気相当量を含む）	・ 受託運転収入
・ 遅収加算料金	・ 諸工料
・ せん用料金	・ 供給雑益に係る収入
・ 電球引換料	・ 設備貸付料収入
・ 配線貸付料	・ 事業税相当分の加算料金

(2) 控除すべき金額とは？

主なものは以下のとおりです。

(控除すべき金額の例)

・ 国又は地方団体から受けるべき補助金	・ 電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
・ 固定資産の売却による収入金額	・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
・ 保険金	・ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
・ 有価証券の売却による収入金額	
・ 不要品の売却による収入金額	
・ 受取利息、受取配当金	
・ 需要者等から収納する工事負担金等	
・ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（※1）	
・ 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電力の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（※2）	
・ 特定取引を行う場合において、特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が特定取引の相手方から支払うべき金額に相当する収入金額（※3）	
・ 一般送配電事業者が発電事業社に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額（※4）	

※1 H29.4.1 から R4.3.31 までの間に開始する各事業年度に限り適用。

※2 H30.4.1 から R3.3.31 までの間に開始する各事業年度に限り適用。

※3 H31.4.1 から R6.3.31 までの間に開始する各事業年度に限り適用。

※4 R2.4.1 から R7.3.31 までの間に開始する各事業年度に限り適用。

5. 異なる課税区分の事業のうち、複数の事業を併せて行う場合の課税標準等の算定

原則	<p>小売電気事業等（地方税法第72条の2第1項第3号事業）、一般送配電事業等（同第2号事業）及びその他の所得金額課税事業（同第1号事業）のうち、複数の事業を併せて行う場合は、各事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額及び税額を算定します。</p> <p>なお、電気供給業とそれ以外の事業の両部門に共通する収入金額又は経費がある場合は、これらを最も妥当と認められる基準（例：両事業部門の売上金額）により按分してください。ただし、各事業年度の所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限ります。</p>
例外	<p>主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合（※）は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式により課税標準及び税額を算定することができます。</p> <p>※ 「軽微なもの」に該当するかどうかは、その実態に即して判断することになりますが、一般に以下の要件のいずれも該当する場合をいうものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下である ➤ 売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないもの

6. 確定申告書（仮決算に基づく中間申告書）に添付する書類等

(1) 小売電気事業等（地方税法第72条の2第1項第3号事業）以外の電気供給業を行う場合
一般的な法人が添付する書類に加えて、以下の書類を添付して提出してください。

- 地方税法施行規則様式第6号別表6（収入金額に関する計算書）
- 貸借対照表、損益計算書
- 法人税法施行規則様式別表4の写し
- その他の収入金額算定の基礎資料等

その他の事業を併せて行う場合は、次の書類を作成し、添付してください。

- 電気供給業の収入金額・所得金額に関する計算書（直法様式第14号の2）

(2) 小売電気事業等（地方税法第72条の2第1項第3号事業）を行う場合

申告にあたっては、一般的な法人が使用する様式（第6号様式）ではなく、第6号様式（その2）を使用する必要があります（その他の事業を併せて行う法人も同様です）。

なお、所得金額課税事業（地方税法第72条の2第1項第1号事業）を併せて行う法人にあつては、それぞれの事業ごとに所得割（資本金1億円超の法人の場合は所得割、付加価値割及び資本割）の課税標準と税額を算定する必要がありますが、算定に係る添付資料（例：第6号様式別表5、同別表9など）についても、それぞれの事業ごとに提出する必要がありますので御注意ください。

法人の区分による課税方式に応じて、以下の書類等を添付して提出してください。

添 付 書 類	資本金1億円以下 (第3号ロ)	<p>所得金額の計算に関連する書類（主な書類は以下の通り）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6号様式別表5（所得金額に関する計算書） ○ 第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）
	資本金1億円超 (第3号イ)	<p>付加価値額、資本金等の額の計算に関連する書類（主な書類は以下の通り）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第6号様式別表5の2（付加価値額及び資本金等の額の計算書） ○ 第6号様式別表5の3（報酬給与額に関する明細書） ○ 第6号様式別表5の4（純支払利子に関する明細書） ○ 第6号様式別表5の5（純支払賃借料に関する明細書）

7. 二以上の都道府県に事務所又は事業所（事務所等）を設けて事業を行う場合

複数の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額を一定の基準（分割基準）で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準・税額を計算します。

電気供給業においては、行っている事業の区分ごとに分割基準が異なるため注意してください。

なお、電気供給業とそれ以外の事業を行う法人にあっては、主たる事業の分割基準を適用します。

電気供給業の実施状況	適用される分割基準
<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業法に定める発電事業を行っている場合 ■ 主たる事業として特定卸供給事業を行っている場合 <p>※ 右欄の②のみある場合 課税標準の総額を②の基準により按分してください。</p>	<p>① 課税標準の総額の4分の3 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額</p>
	<p>② 課税標準の総額の4分の1 事業所等の固定資産の価額</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業法に定める一般送配電事業、送電事業又は配電事業のいずれかを行っている場合 ■ 主たる事業として特定送配電事業を行っている場合 <p>※ 右欄の②のみある場合 課税標準の総額を②の基準により按分してください。</p>	<p>① 課税標準の総額の4分の3 発電所の発電用の電気工作物に接続する電線路の電力の容量（キロワット）</p>
	<p>② 課税標準の総額の4分の1 事業所等の固定資産の価額</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 主たる事業として小売電気事業（電気事業法に定める小売電気事業に準ずるものを含む）を行っている場合 	<p>① 課税標準の総額の2分の1 事業所等の数</p>
	<p>② 課税標準の総額の2分の1 事業所等の従業者の数</p>

8. その他

(1) 中間申告（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）について

収入割を申告する法人で、事業年度が6月を超える法人は、法人税の中間申告義務がない場合であっても、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告をする必要があります。

(2) 所得の計算に係る経過措置（電気供給業に係る所得割の計算に関する措置）

【適用対象となる法人】

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、令和2年4月1日改正後の地方税法第72条の2第1項第3号に規定する「小売電気事業等」又は「発電事業等」を行っていた法人

【経過措置の内容】

小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。